

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

国においては、子ども・子育て支援法第2条で、子ども・子育て支援についての基本理念（2ページ参照）を定めるとともに、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、次のような基本指針を示しています。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

本町においては、「菊陽町次世代育成支援行動計画（さんさん輝く^{ひかり}陽っ子プラン）」に掲げた基本理念「子どもたちに元気・笑顔・夢を、子育てに安心と喜びを」を目指して、次世代育成支援を推進してきました。

この基本理念は、菊陽町の将来像を示すものとして変わりがないものであり、国の基本指針にも合致することから、本計画においても、この理念の趣旨を、本町における総合的な子ども・子育て支援の基本的な考え方として引き継ぐこととします。

1 基本理念と基本目標

本計画では、本町の子ども・子育て支援を推進するに当たり、菊陽町が目指すべき基本理念と基本目標を、次のとおり掲げます。

基本理念

親子の笑顔がひかり輝く 子育て安心のまち きくよう

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、親やその家族、地域住民の願いであり、子どもたちが抱く夢の実現が、地域社会全体の明るい未来につながります。

私たちの住む菊陽町で育つ子どもたちは、地域のたくさんの人とふれあい、地域で培われた文化や伝統に接することで、それぞれの個性を伸ばしながら、豊かな人間性とたくましく生きる力を養い、地域はもとより、わが国の将来を支えていきます。

そのため、地域から子どもたちの笑顔と元気な声が絶えることのないよう、親やその家族をはじめ、すべての人たちがゆとりと希望を持ち、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

これにより、「親子の笑顔がひかり輝く 子育て安心のまち きくよう」を基本理念に掲げ、親やその家族の愛情の中で、家庭、地域、行政、福祉・教育施設、事業所等が一体となって、本町の子ども・子育て支援を推進します。

基本目標 1

～子どもが健やかに育つことができるまちづくり～ 「育てよう 子どもたちの元気と笑顔」

子どもたちの元気な姿、明るい笑顔は、家庭に、地域に、そして町全体に活力を与えてくれます。すべての子どもが将来を見失うことなく“夢”に向かってたくましく生きていけるよう、心身ともに健やかに成長できるまちの実現を目指します。

基本目標 2

～快適でゆとりをもって子育てができるまちづくり～ 「ゆっくり じっくり いっしょに子育て」

子どもが将来に向けて思い描く“夢”は、親の“夢”でもあります。子どもをもつ親が、子どもの尊い命、そして心を第一に考え、共通の“夢”を抱いて、ゆっくり、じっくりと安心して子育てに取り組めるまちの実現を目指します。

基本目標 3

～地域のみんなで支え合うことができるまちづくり～

「応援しよう 家庭の子育て 地域の子育て」

核家族化や個々のライフスタイルの多様化から、家庭や地域における子育てのノウハウの継承が難しくなり、育児等の不安感や負担感を解消できずにいる保護者が増えています。このため、町民一人一人が子育て家庭を支える意識をもって行動するまち、地域ぐるみで支えるまちの実現を目指します。

2 家庭・地域・事業者・行政等の役割

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを基本的認識としつつ、家庭、地域、教育・福祉施設等、事業者、行政など、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指す目標を共有し、子どもの育ちや子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各自の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立や子どもの自立心の育成と心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めていく必要があります。

また、家族のきずなと触れ合いを大切にしながら、子どもの心のよりどころとなる家庭づくりに努め、さらに、地域社会の一員として、子どもとともに様々な地域活動に取り組み、地域との関わりを大切にするよう努めていく必要があります。

(2) 地域の役割

子どもにとって地域は、充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人とふれあい、地域の人から見守られながら、健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。さらに、暴力、犯罪、事故等から子どもを守るために、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めていく必要があります。

(3) 教育・保育施設等の役割

教育・保育施設等においては、保護者や地域住民との信頼関係の下、子どもたちが集団生活の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成していくとともに、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進していくことが求められます。また、保護者、町民や地域、子育て支援団体、事業者、町や関係機関等との連携により、子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりに努めることが必要です。

子育てを支援する団体等にあっては、子どもや子育ての仲間がつながり合う場の提供などを通じて、自らの活動目的に従い、子育て支援の取組を積極的に行うことが必要です。

(4) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。また、地域社会の一員として、子育て支援に関する活動に積極的に協力するなど社会的な貢献が求められます。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(5) 町の役割

子育て支援のためには保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が重要であることから、町は、関係部局間の連携を図るとともに、町民等の関係者と相互に連携・協働して、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

町は、町民や地域、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行います。

3 基本目標と取組方針

本計画においては、本町の子ども・子育て支援を推進するに当たり、次の3つの基本目標を据えるとともに、施策の方向に沿った取組方針として次のとおり掲げます。

基本目標1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

取組方針① 教育・保育の充実

- 教育・保育施設等については、今後予想される子どもの人数の把握に努め、計画的な教育・保育施設等の環境整備を進めていきます。
- 保育士、幼稚園教諭等が研修等を通じて資質の向上に努め、多様なニーズに即して柔軟な対応ができるよう教育・保育の質の向上に取り組みます。
- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、一人一人のニーズに応じた教育・保育を実施するために、菊陽町障がい者計画・障がい福祉計画や菊陽町特別支援連携協議会等による特別支援教育の推進計画に基づき、各種サービス等の充実を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

取組方針② 多様な保育サービスの充実

- 保護者の就労形態は多様化しており、それにあわせて教育・保育ニーズも多様化していることから、通常保育については、本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて対応を図っていくとともに、一時預かり事業（一時保育事業）、延長保育事業、病児・病後児保育事業等の多様な保育サービスについても本計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に従って進めています。

取組方針③ 子どもの健全育成の推進

- 放課後児童クラブのニーズは高いことから、国の指針に基づき、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場の整備を進め、子どもの健全育成を図ります。
- 昨今、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっているため、子どもが有害情報等に巻き込まれないよう、インターネットの適切・安心・安全な利用や保護者に対する普及啓発を図るため、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。
- いじめや非行等の問題行動や不登校問題に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関（すぎなみ教室等）とのネットワークを強化し、子どもの心の問題に寄り添い、柔軟に対応していきます。
- 昨今、家庭の教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められていることから、子育てに関する各種講座等を通して、基本的な生活習慣や親子の関わり等についての学習機会の充実を図り、地域や学校等の豊かなつながりの中で、家

庭教育が行われるよう努めます。

- 子どもを産み育てるこの意義や子ども・家庭の大切さが理解できるよう、中学生の職場体験学習等を通じ、乳幼児と触れ合うことのできる機会づくりを進めるなど、次世代の親の育成に努めます。

基本目標2 快適でゆとりをもって子育てができるまちづくり

取組方針① 待機児童の解消

- 待機児童の解消を図るために、これまで公立保育所の定員増や私立保育所の新設などをを行い、定員枠の拡大を行ってきました。今後も保護者の教育・保育ニーズに沿つて教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、私立保育所や幼稚園の施設の意向にも配慮し、認定こども園の移行に必要な施設設備の促進や情報提供を行い、待機児童の解消に努めます。
- 小規模保育事業及び家庭的保育事業等の設置を促進し、待機児童の解消にきめ細かく対応していきます。

取組方針② 情報提供・相談体制の充実

- 保護者が活用しやすいよう子育て情報マップや町ホームページ等を充実させ、情報提供を工夫し、必要な情報への気軽なアクセスや事業のPRを可能にするための手法を検討していきます。
- 保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等の子育てに関連する機関との連携を強化し、子育てに関する相談や情報提供を個別ニーズに沿った形で実施できるよう、システム構築に取り組みます。

取組方針③ 母子保健等の充実

- 健やかな出産を迎えるために、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付及びマタニティサークルの実施に併せて定期的な妊婦健康診査の受診の必要性を啓発し、妊婦中の健康管理について保健指導を行うなどにより、充実した母親への支援を行います。
- 子どもの発達・発育支援、育児不安軽減を図るため、乳幼児健康診査や各種相談を実施し、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。
- 保育所、幼稚園、学校、子育て支援機関、行政で行っている食育の意識啓発や食物を大切にする心の醸成、地産地消などの各種活動を継続、強化し、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。
- 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性や仕事優先型の働き方を見

直し子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるように町民や事業所への意識の啓発に努めます。

基本目標3 地域のみんなで支え合うことができるまちづくり

取組方針① 地域での子育て支援の充実

- 地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に取り組みます。今後とも、保育所、幼稚園、児童館等との連携を図るとともに、親子や保護者同士が気軽に交流できる場づくりを推進します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員と協力会員の信頼関係が重要であるため、保護者が安心して利用できる体制づくりと併せて、今後は事業の周知を効果的に図るなど、サービスを利用しやすいよう努めていきます。

取組方針② 子どもの安全の確保

- 子どもを犯罪などから守るために、PTA、青少年育成町民会議、町セーフティパトロール隊などによるパトロール活動、防災無線による下校時の見守り呼びかけなどを実施し、それぞれの活動について連携を図りながら犯罪の発生しない環境づくりに努めます。
- 地域では、子ども110番の家や防犯パトロール、声かけやあいさつなどの見守りに取り組まれており、それらの活動が広く展開されるよう、必要な支援に努めます。
- 子ども自らの交通安全意識の高揚と交通事故の未然防止を推進するため、小学生を対象とした自転車安全運転教育や交通安全教室等を計画的に実施します。さらに、学校、地域、行政、関係機関と連携して通学路の安全点検などを実施し、通学路の安全確保に努めます。